

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成29年 7月 1日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所	愛知県刈谷市東境町間野四郎17-1
氏名	TABMEC株式会社 取締役社長 鈴木 順
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0566-36-3384
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	T A B M E C株式会社
事業場の所在地	愛知県刈谷市東境町間野四郎17-1
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06：総合工事業 24：金属製品製造業
② 事業の規模	元請完成工事高および製品出荷額62.3億円（本社・F事業部）
③ 従業員数	237名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	旧建築物解体 ・がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 ・廃プラスチック類→チップにて固形燃料化 ・混合物→最終処分業者に委託して、埋立処分 ・汚泥→路盤材 ・廃油→焼却 ・木くず→再生処分業者に委託してチップとして再資源化 ・紙くず→再生紙原料 ・石綿含有ガラス陶磁器くず→埋立（安定型） ・石綿含有がれき類→埋立（遮断型）

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
環境保全統括者 環境管理責任者 環境保全責任者(部長) 環境保全推進者(GM)		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（ 28 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	がれき類・プラスチック類・混合物・汚泥・廃油・木くず・石綿含有がれき類・ガラス、陶磁器くず・引火性廃油（別紙の通り）
	排出量	
	（これまでに実施した取組） ・梱包材の簡素化を行う	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	がれき類・プラスチック類・混合物・汚泥・廃油・木くず・石綿含有がれき類・ガラス、陶磁器くず・引火性廃油（別紙の通り）
	排出量	
	（今後実施する予定の取組） ・工法の改善（例：現場加工→工場製作現場組立）を検討する	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃プラスチック類、金属くず、木くず、がれき類はそれぞれに分別し、保管している	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・分別の徹底を指示する	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（ 28 年度）実績】別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	がれき類・プラスチック類・混合物・汚泥・廃油・木くず・石綿含有がれき類・ガラス，陶磁器くず・引火性廃油（別紙の通り）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) ・型枠については、出来るだけそのまま再利用している	
②計画	【目標】別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	がれき類・プラスチック類・混合物・汚泥・廃油・木くず・石綿含有がれき類・ガラス，陶磁器くず・引火性廃油（別紙の通り）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) ・再生処理にかかる施設（破砕施設等）を設置する業者を選定する。	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（ 28 年度）実績】別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	がれき類・プラスチック類・混合物・汚泥・廃油・木くず・石綿含有がれき類・ガラス，陶磁器くず・引火性廃油（別紙の通り）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	がれき類・プラスチック類・混合物・汚泥・廃油・木くず・石綿含有がれき類・ガラス，陶磁器くず・引火性廃油（別紙の通り）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) ・減量、熱回収等の中間処理については、委託処理を検討する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 28 年度）実績】 別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類	がれき類・プラスチック類・混合物・汚泥・廃油・木くず・石綿含有がれき類・ガラス，陶磁器くず・引火性廃油（別紙の通り）		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量			
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類・プラスチック類・混合物・汚泥・廃油・木くず・石綿含有がれき類・ガラス，陶磁器くず・引火性廃油（別紙の通り）		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量			
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（ 28 年度）実績】 別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類		がれき類・プラスチック類・混合物・汚泥・廃油・木くず・石綿含有がれき類・ガラス，陶磁器くず・引火性廃油（別紙の通り）	
	全処理委託量			
	優良認定処理業者への処理委託量			
				再生利用業者への処理委託量
				認定熱回収業者への処理委託量
				認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
	（これまでに実施した取組） ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。			

(第5面)

②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	がれき類・プラスチック類・混合物・汚泥・廃油・木くず・石綿含有がれき類・ガラス，陶磁器くず・引火性廃油（別紙の通り）
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者を選定する。 ・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1.本社・F事業部(愛知県)

2.1事業部(三重県)

3.Y事業部(豊田市)

(单位:t/年)

[illegible]